

北九州市での e スポーツ振興に関する 調査研究業務

仕 様 書

令和 6 年 5 月 2 日

北九州市

1 業務名

北九州市での e スポーツ振興に関する調査研究業務委託

2 業務目的

e スポーツは、国内外でさらなる発展、市場の成長等が期待されており北九州市においても、令和 5 年度、相次いで市内に e スポーツ拠点が整備されるなど、e スポーツを活用する大きなチャンスが到来している。この機を逃さず市政の発展に最大限活かしていくために、これら拠点施設を含めた北九州市における e スポーツの振興に関する可能性、施策の方向性等について調査・研究を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 8 月 31 日まで

4 業務内容

(1) e スポーツの業界動向、今後の可能性などに関する調査

(2) e スポーツを活用した施策の先進事例の調査

国内・国外問わず先進事例を調査（異なる分野 3 例以上調査すること）。

(3) 北九州市での e スポーツの現状把握調査

北九州市での e スポーツの現状を調査し、今後の発展に向けた検討等を行う。

※市内の e スポーツ関連施設や団体等の情報収集も併せて実施（3 施設（団体）以上調査すること）。

(4) 有識者等へのヒアリング等

e スポーツ有識者等への北九州市での活用方法などについてヒアリングやアンケートなどを実施（国内・国外問わず 2 名以上に実施すること）。

(5) 調査研究報告書の作成

上記（1）～（4）までの調査・ヒアリング等の結果を分析し、北九州市ならではの e スポーツ活用施策について報告書を作成。

5 成果品

調査研究報告書

6 提出先

北九州市都市ブランド創造局観光にぎわい部

MICE・エンターテインメント課

(北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIMビル4階)

7 その他

- (1) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。
- (2) 作成にあたって、写真、イラストなど他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ることを。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者との協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。